

第 389 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 389 回三木市議会定例会（令和 7 年 8 月 29 日開会）に提出する議案 23 件（条例関係 7 件、補正予算関係 6 件、決算の認定関係 7 件、その他 3 件）の概要は、次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 45 号議案 三木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について(デジタル推進課)

ア 改正理由

システム標準化により実装される「住登外者宛名番号管理機能」をデジタル庁が個人番号を独自に利用する事務として整理する見解を示したことに伴い、この個人番号を独自に利用する事務及び当該事務における他業務との連携を実施する場合には、条例の定めが必要であることから、三木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正を行う。

イ 改正内容

- (ア) 別表第 1 に「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務」に関する項を追加する
- (イ) 別表第 2 に「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務」に関する項を追加する
- (ウ) 別表第 3 に「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務」に関する項を追加する

ウ 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

(2) 第 46 号議案 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(総務課)

ア 改正理由

人事院規則の一部改正に準じて、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認のための措置等に係る規定を整備するため。

イ 改正内容

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、次の措置を講じる規定を

加える。

(7) 職員が本人又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合、次の措置を講じる。

- a 仕事と育児の出生時の両立支援制度等に関する情報の提供
- b 仕事と育児の出生時の両立支援制度等の利用に係る意思確認のための措置
- c 当該申出に係る子の心身の状況又は育児に関する当該申出をした職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置
- d cにより意向を確認した事項への配慮

(イ) 3歳に満たない子を養育する職員に対して、次の措置を講じる。

- a 仕事と育児の育児期の両立支援制度等に関する情報の提供
- b 仕事と育児の育児期の両立支援制度等の利用に係る意思確認のための措置
- c その子の心身の状況又は育児に関する当該職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置
- d cにより意向を確認した事項への配慮

ウ 施行期日

令和7年10月1日

(3) 第47号議案 職員の育児休業等に関する条例及び企業職員給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について(総務課、水道業務課)

ア 改正理由

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例等を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(7) 職員の育児休業等に関する条例

育児部分休業の取得形態について、現行の「1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業」を「第1号部分休業」とし、新たに「第2号部分休業」として「1年につき10日を超えない範囲内で1日の勤務時間の一部または全部の時間を取得できる部分休業」を加えるほか、給与の取扱いについて規定を整理する。

(イ) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

育児部分休業等の取得者に係る給与の取扱いについて規定を整理する。

ウ 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日

(4) 第 48 号議案 三木市税条例の一部を改正する条例の制定について(税務課)

ア 改正理由

地方税法等の改正に伴い、三木市税条例の一部を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 個人住民税関係

a 特定親族特別控除の創設

特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除（特定親族特別控除）を導入する。

(イ) 市たばこ税関係

a 加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例

現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している加熱式たばこに係る課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定重量以下のものは 1 本をもって紙巻たばこ 1 本に換算する仕組みとする。

(ウ) その他

a 公示送達制度の見直し

公示事項について、インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置をとる。

ウ 施行期日

(ア) (2)イ(ア) 令和 8 年 1 月 1 日

(イ) (2)イ(イ) 令和 8 年 4 月 1 日

(ウ) (2)イ(ウ) 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）
附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日

(5) 第 49 号議案 三木市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の制定について(教育施設課)

ア 改正理由

給食費については、毎年、学校給食審議会において審議することとしており、現行の給食費の額では、適正な給食を提供することが困難であると判断したことから、学校給食費の改定について諮問した。

学校給食審議会より、「食材費の価格高騰が続く中、三木市学校給食摂取基準を満たしつつ、食育を推進し、児童生徒にとって魅力的な学校給食にするため、給食費を改定することが妥当である」との答申を受けたことから、三木市学校給食費徴収条例の一部を改正する。

イ 改正内容

三木市学校給食費徴収条例第4条の規定による学校給食費の額を次のように改正する。

区 分	改定前(月額)	改定後(月額)
小学校及び特別支援学校	4,575 円	5,620 円
中学校	4,790 円	5,920 円
幼稚園	4,190 円	5,120 円

ウ 施行期日

令和8年4月1日

(6) 第50号議案 三木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について(市民課)

ア 改正理由

電気通信事業法の改正により、条例において引用する同法の号が一部繰り下げられたことに伴い、条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

電気通信事業法の改正に伴う号ずれの整理を行う。

ウ 施行期日

電気通信事業法の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)の施行の日

(7) 第51号議案 三木市水道事業の設置等に関する条例及び三木市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(水道業務課、下水道課)

ア 改正理由

地方自治法の改正により、条例において引用する同法の条項が一部繰り下げられたことに伴い、条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

地方自治法の改正に伴う条ずれの整理を行う。

ウ 施行期日

地方自治法の一部を改正する法律の施行の日

2 補正予算関係 【別紙「令和7年度9月補正予算(案)の概要」参照】

- (1) 第52号議案 令和7年度三木市一般会計補正予算(第3号)
- (2) 第53号議案 令和7年度三木市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- (3) 第54号議案 令和7年度三木市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- (4) 第55号議案 令和7年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- (5) 第56号議案 令和7年度三木市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)
- (6) 第57号議案 令和7年度三木市下水道事業会計補正予算(第1号)

3 決算の認定関係 【別紙「令和6年度決算見込の概要」参照】

- (1) 第58号議案 令和6年度三木市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 第59号議案 令和6年度三木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 第60号議案 令和6年度三木市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 第61号議案 令和6年度三木市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 第62号議案 令和6年度三木市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 第63号議案 令和6年度三木市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (7) 第64号議案 令和6年度三木市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

4 その他

(1) 第65号議案 工事請負契約の締結について（経営管理課）

公共施設照明LED化業務に係る契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるもの。

(2) 第66号議案 工事請負契約の締結について（生涯学習課）

市立緑が丘町公民館大規模改修工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるもの。

(3) 第67号議案 損害賠償の額の決定について（下水道課）

公共下水道の管理瑕疵による事故に関する損害賠償額の決定について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。

令和7年度9月補正予算（案）の概要

吉川地域における施設一体型小中一貫校の整備に向けた基本計画策定業務に係る債務負担行為を設定するほか、不登校児童生徒に対して多様な教育機会を確保するため、フリースクール等の民間施設の授業料などに対する支援や、本年7月の豪雨により被災した農地の早期の復旧など、緊急を要する経費について補正予算を編成しました。

1 予算の規模

（単位：千円）

会 計 名（補正号数）		補正前の額	補正額	計
一 般 会 計（第3号）		41,346,720	438,723	41,785,443
国民健康保険特別会計（第1号）		8,063,000	201,369	8,264,369
介護保険特別会計（第1号）		8,357,000	86,774	8,443,774
後期高齢者医療事業特別会計（第1号）		1,819,000	43,213	1,862,213
学校給食事業特別会計（第2号）		325,000	18	325,018
企業会計	下水道事業会計（第1号）	4,608,202	54,950	4,663,152
	収益的支出	2,435,000	0	2,435,000
	資本的支出	2,173,202	54,950	2,228,152

2 補正予算（案）の主な内容

【一般会計】

(1) 吉川地域における施設一体型小中一貫校の整備 【債務負担行為】

[教育振興部 小中一貫教育推進室]

吉川地域における施設一体型小中一貫校の整備に向け、本年7月に策定した基本構想に基づき、施設の規模や配置、概算費用を示す基本計画を策定します。

事 項	期 間	限度額
吉川地域における施設一体型小中一貫校整備に係る基本計画策定	令和7年度から 令和8年度まで	18,000 千円以内

(2) フリースクール等民間施設へ通う児童生徒を支援 【県補助】 1,200 千円

[教育振興部 学校教育課]

不登校児童生徒に対して多様な教育機会を確保するため、保護者が負担するフリースクール等の民間施設の授業料や施設利用料の一部を支援します。

(3) 住宅用太陽光発電設備等の導入を支援【県補助】 **13,455 千円**

[市民生活部 環境政策課]

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、県の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、住宅用の太陽光発電設備及び蓄電池の設置に係る費用の一部を支援することにより、再生可能エネルギーの導入を促進します。

(4) 消防署広野分署の改修工事を実施 **115,600 千円**

[消防本部 総務課]

消防署広野分署の仮眠室の個室化や女性署員への対応、多目的トイレの新設などの改修工事を実施し、市民の安全・安心な生活を守るための体制を整えます。

(5) 農地等の災害復旧【国庫・県補助】 **26,800 千円**

[産業振興部 農地整備課]

本年 7 月の豪雨により被災した農地、農業用施設を早期に復旧します。

区 分	箇所数
農林業施設災害復旧事業	農地 8
	施設 4

(6) 前年度決算剰余金を財政基金に積立 **149,054 千円**

[総務部 財政課]

三木市財政基金の設置、管理及び処分に關する条例に基づき、前年度決算剰余金の一部（1/2 以上）を財政基金に積み立てます。

令和 6 年度決算剰余金の額 298,106 千円

(7) その他の補正 **132,614 千円**

(単位：千円)

内 容	補正額	所管課名
中山間地域等直接支払交付金の増額	945	産業振興部 農業振興課
岩宮大村線整備事業費の増額	11,385	都市整備部 道路河川課

道路情報便覧表示システムの市道情報データの整備	1,200	都市整備部 道路河川課
スマートインターチェンジ事業の残土を活用した、ため池の埋立	39,000	都市整備部 プロジェクト推進課
消防署旧吉川分署の解体	80,084	消防本部 総務課

(8)【歳入】 普通交付税額の決定に伴う補正など

582,009 千円

[総務部 財政課]

普通交付税を決定額に合わせて増額補正します。

また、令和 6 年度の決算剰余金の確定に伴い、繰越金を増額します。

(単位：千円)

名 称	当初予算額	補正額	補正後予算額
普通交付税	5,667,000	283,904	5,950,904
繰越金	1	298,105	298,106

(9)【歳入】 新しい地方経済・生活環境創生交付金

18,850 千円

令和 7 年度当初予算等に計上した下表の事業について、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の交付決定を受けたことから、各事業の財源を組み替えます。

(単位：千円)

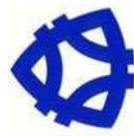
内 容	補正額	所管課名
地域資源を活かした Z 世代が活躍できるワークプレイスの創出 ・新規就農者就農環境支援事業 ・中小企業若手人材確保支援補助事業など	10,091	総合政策部 企画政策課
大阪・関西万博を契機とした金物インバウンド戦略 ・大阪・関西万博関連事業 ・三木金物ブランド戦略事業など		
道路情報便覧表示システムの市道情報データの整備（9 月補正）	600	都市整備部 道路河川課
デマンド型交通の運行エリアの拡大	8,159	都市整備部 交通政策課

【特別会計及び企業会計】

(単位：千円)

会計名	補正額	補正内容	所管課
国民健康保険特別会計	201,369	前年度決算剰余金の積立及び国・県交付金の返還等	市民生活部 保険年金課
介護保険特別会計	86,774	国・県交付金の返還	健康福祉部 高齢福祉課 介護保険課
後期高齢者医療事業特別会計	43,213	前年度決算剰余金を県後期高齢者医療広域連合に納付	市民生活部 保険年金課
学校給食事業特別会計	18	前年度決算剰余金の積立	教育総務部 教育施設課
下水道事業会計	54,950	大規模下水道管路特別重点調査等事業など	上下水道部 下水道課

令和6年度決算見込の概要



三木市 Miki City

目次

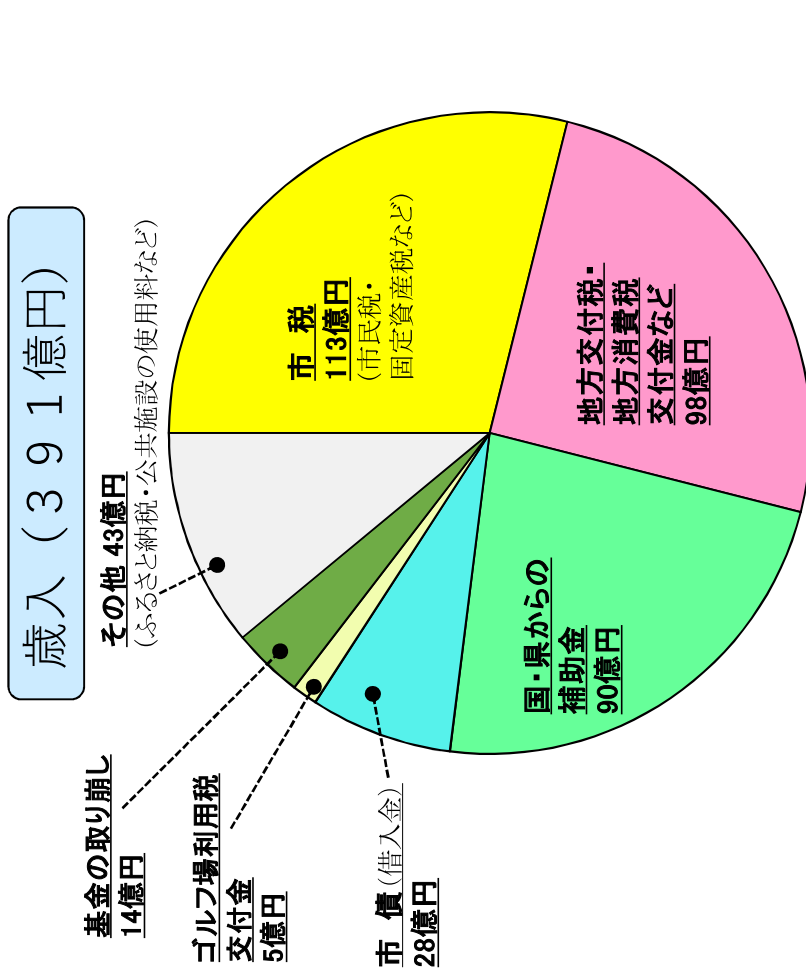
- 1 一般会計の決算総括
 - 2 一般会計の決算内訳
 - 3 一般会計の主な取組
 - 4 一般会計の市債残高と基金残高の推移
 - 5 財政健全化指標
 - 6 特別会計の決算
 - 7 企業会計の決算
- (参考 1) 北播磨総合医療センター企業団の決算
- (参考 2) 財政健全化の取組 (令和 6 年度実績)
- (参考 3) 財政健全化の取組 (中間評価)

1 一般会計の決算総括

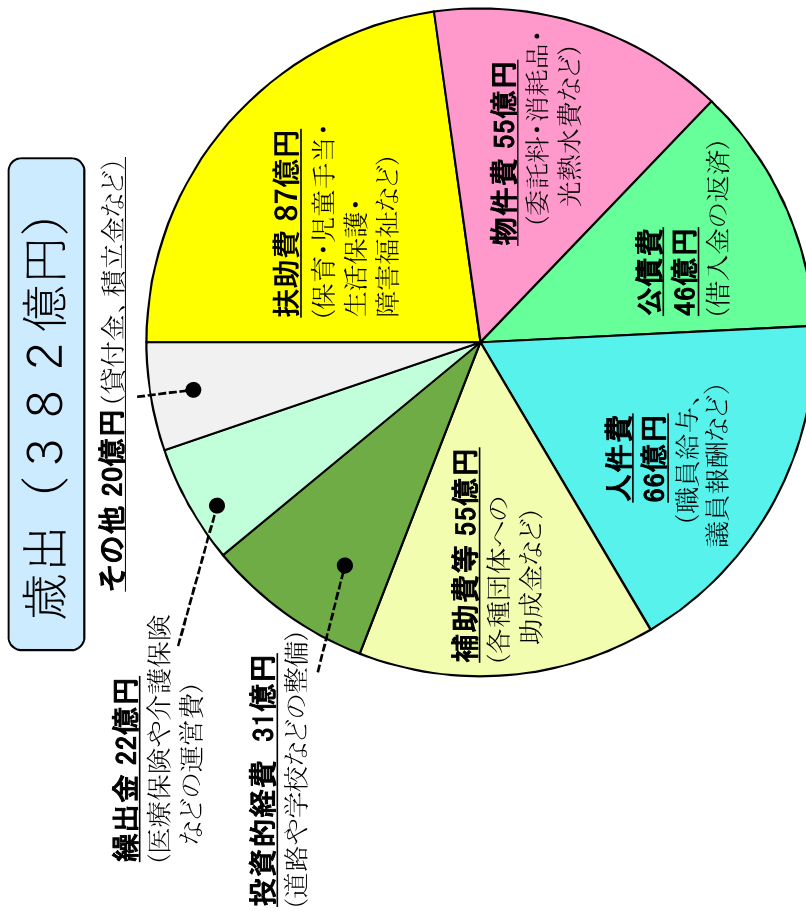
- 令和6年度の決算は、物価高騰の影響を大きく受けたものとなっており、子育て世帯や低所得者等への給付金の支給、高校生等の医療費の無償化などを実施し、収入・支出ともに過去2番目の規模となった。
- 人事院勧告に基づく給与改定や物価高騰により歳出が大きく増加し財源に不足が生じたため、財源補填のための基金10億円を取り崩した。
- 収入と支出の差引額は9億円で、翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質的な収支は約3.0億円の黒字となった。

区 分	令和6年度 決算見込額 A	令和5年度 決 算 額 B	増 減 額 (A－B)
収 入 額 ① (うち基金繰入額)	391億715万円 (14.2億円)	360億9,225万円 (4.4億円)	30億1,490万円 (9.8億円)
支 出 額 ②	382億452万円	355億6,980万円	26億3,472万円
収支差引額 (①－②) ③	9億263万円	5億2,245万円	3億8,018万円
翌年度へ繰り越す財源 ④	6億452万円	8,141万円	5億2,311万円
実質収支額 (③－④) ⑤	2億9,810万円	4億4,104万円	△1億4,294万円

2 一般会計の決算内訳



- 決 算 の 特 徴**
- 市税は、固定資産税が増加したものの、定額減税の実施等により前年度から1.8億円減少
 - 寄付金は、ふるさと納税寄付金が企業版ふるさと納税の増加により前年度から8.9億円増加
 - 繰入金は、収支不足を補うための財政基金の取り崩しなどを行い、前年度から9.8億円増加



- 扶助費は、障害福祉サービス費の増加などにより、前年度から3.4億円増加
- 物件費は、物価高騰の影響や住民情報システム標準化事業などにより、前年度から3.6億円増加
- 普通建設事業費は、山田錦の郷整備事業や学校施設の改修等に係る事業費の増加により、前年度から8.1億円増加
- 人件費は、人事院勧告などにより前年度から5.9億円増加

3 一般会計の主な取組

○ 急激な物価高騰への対応

- ・省エネ家電への買い替えを促進（1,224万円）

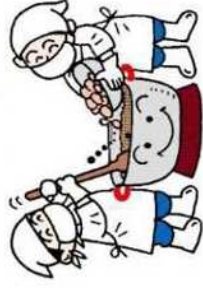


- ・プレミアム付き商品券事業を支援（6,217万円）



- ・高校生等の通院医療費を無償化（3,972万円）

- ・小・中・特別支援学校の学校給食費の食材価格高騰分を支援（3,621万円）



- ・住民税非課税、均等割のみ課税世帯に給付金を支給（4億3,018万円）

- ・定額減税補足給付金を支給（6億1,097万円）

- ・民間保育施設等に対し、光熱費などの価格上昇分を支援（426万円）

3 一般会計の主な取組

○教育のまちの推進、三木ブランドの魅力向上、安心して暮らせるまちづくりに関する取組

- ・市制施行70周年記念事業を実施 (3,318万円)



- ・次期GIGA端末をiPadへ更新 (R6～7債務負担)

- ・全ての公民館にWi-Fi環境を整備 (820万円)

- ・団地再生事業～青山7丁目団地再耕プロジェクトの推進～ (1億5,000万円) ※R7も継続



- ・道の駅よかわの整備を実施 (3億2,573万円)

※R7も継続

- ・トカイナカ三木での新生活と移住を応援 (1,695万円)

- ・みっきい☆シニア健康サポート事業を拡充 (1,285万円)

- ・こどもサポートセンターを設置 (371万円)

- ・町ぐるみ健診申込管理システムを導入 (182万円)

- ・消防署吉川分署を移転、建替え (1億976万円)

※R7も継続



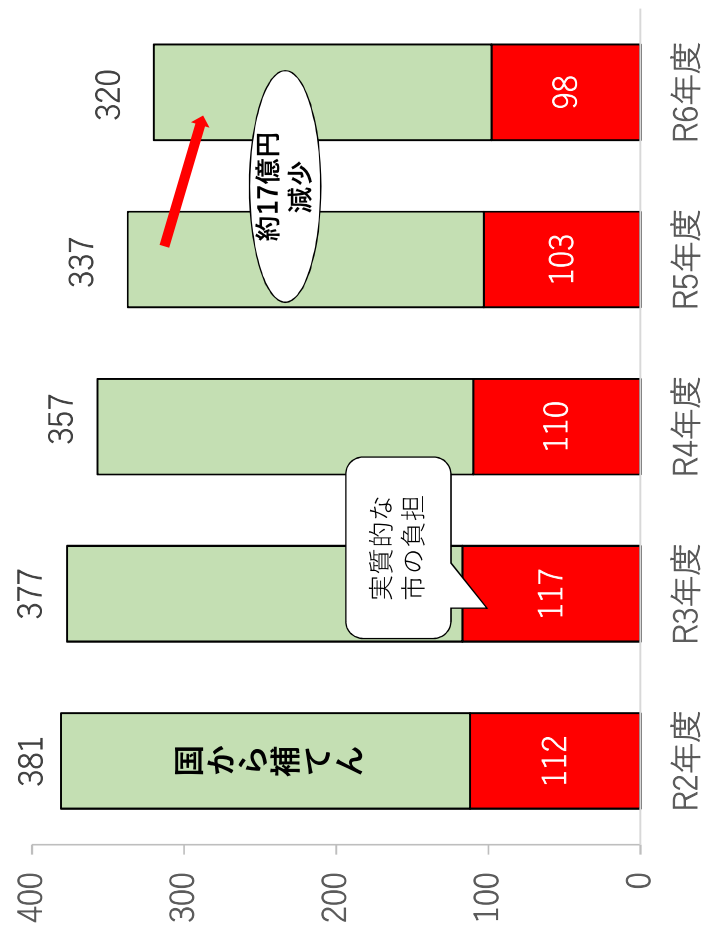
- ・防犯カメラの設置を推進 (678万円)

- ・行政地図情報をデジタル化 (4,966万円)

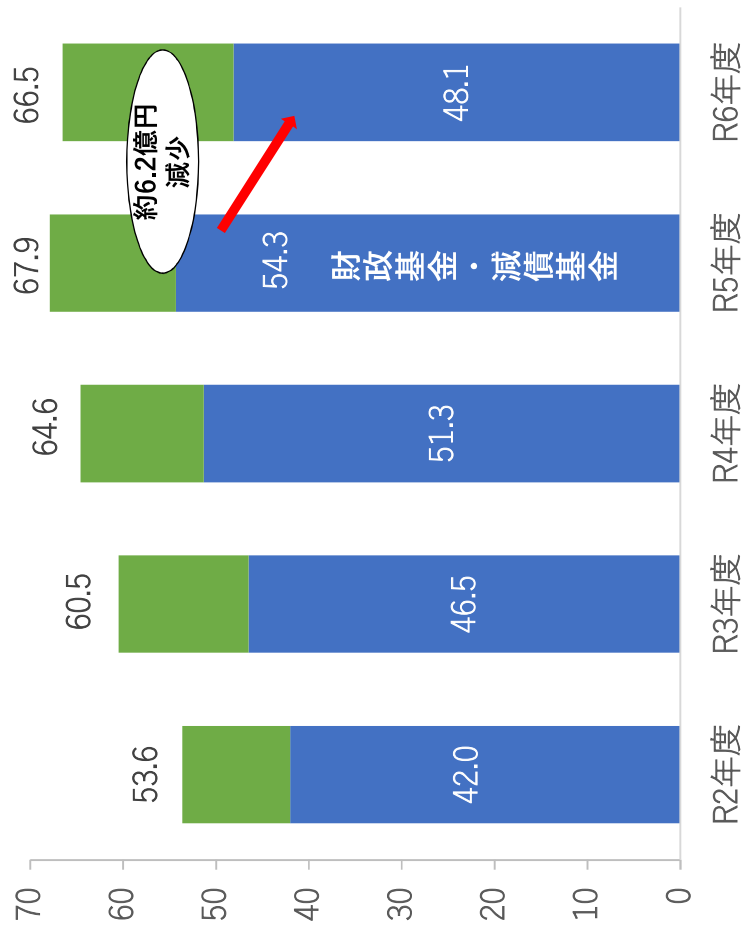
4 一般会計の市債残高と基金残高の推移

- 市債の残高は、国・県補助金の活用などで新たな市債の発行を抑制したことで、市債の発行額が過去に発行した市債の償還額を下回り、17億円減少して320億円となった。
- 基金の残高は、前年度決算剰余金の一部やふるさと納税寄附金など12.8億円を積み立てる一方、各種事業への活用や収支不足を補うため、財政基金や、減債基金、こころのふるさと三木応援基金などを合わせて14.2億円取り崩し、前年度と比較して1.4億円減少の66.5億円となった。

市債残高 (単位：億円)



基金残高 (単位：億円)



5 財政健全化指標

- 実質赤字比率・連結実質赤字比率は、黒字決算のため該当なし
- 実質公債費比率は7.1%で、前年度から0.7ポイント悪化
- 将来負担比率は15.6%で、前年度から1.5ポイント改善
- 経常収支比率は96.5%で、前年度から3.0ポイント悪化

(単位：%)

区 分	三 木 市			国の定める基準値	
	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	差 引 (A-B)	早期健全化 基準	財政再生 基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	12.50	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	17.50	30.00
実 質 公 債 費 比 率 (3 か 年 平 均)	7.1	6.4	+ 0.7	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	15.6	17.1	△ 1.5	350.0	
経 常 収 支 比 率	96.5	93.5	+3.0		

「－」は、黒字決算のため該当なし

6 特別会計の決算

- 特別会計は、全会計が黒字決算
- 国民健康保険特別会計は、「三木市国民健康保険財政健全化計画」に基づく取組を行った結果、2億円の黒字
- 介護保険特別会計は、介護報酬の増額改定及び要介護認定者数の増加に伴い、介護給付費が前年度より3.3億円増加したため、基金を0.4億円取り崩した結果、0.2億円の黒字

区 分	令和6年度決算				(参考) 令和5年度 実質収支額
	収 入 額 (A)	支 出 額 (B)	収支差引額 (C=A-B)	翌年度へ 繰り越す財源 (D)	
国 民 健 康 保 険	87億9,606万円	85億9,469万円	2億 137万円	0	2億 963万円
介 護 保 険	79億3,582万円	79億1,405万円	2,177万円	0	2,397万円
後期高齢者医療事業	17億6,550万円	17億2,229万円	4,321万円	0	3,398万円
学 校 給 食 事 業	2億9,873万円	2億9,871万円	2万円	0	1万円

7 企業会計の決算

- 水道事業会計は、動力費などが増加したものの事業所等への給水量の増加による水道料金収入の増加により、当年度純損益は1.5億円の黒字
- 下水道事業会計は、事業用の汚水処理量増加により下水道使用料収入の増加となったが、委託料などの増加により、当年度純損益は前年度より0.1億円少ない0.8億円の黒字

区 分	令和6年度			(参考) 令和5年度 収 支 額
	収 入 額 (A)	支 出 額 (B)	収 支 額 (C=A-B)	
水道事業	収益的収支	17億2,588万円	15億7,598万円	1億4,990万円
	資本的収支	2億9,468万円	6億3,043万円	△ 3億3,575万円
下水道事業	収益的収支	23億7,310万円	22億9,111万円	8,199万円
	資本的収支	15億6,041万円	21億 767万円	△ 5億4,726万円

(金額は税抜き)

(参考1) 北播磨総合医療センター企業団の決算

- 燃料費等の物価や人件費等の上昇に伴う経費の増加により、経常損益は8.9億円、純損益は9.0億円の赤字となった。
- 令和5年3月から看護師不足に伴い2病棟を閉鎖していた。看護師確保対策により令和6年3月から1病棟を再開したが、経常損益は6期連続の赤字となった。

区 分	令和 6年度 (A)	令和 5年度 (B)	増 減 (A-B)
病院事業収益	191.3億円	185.9億円	5.4億円
うち入院収益	114.4億円	108.3億円	6.1億円
うち外来収益	53.5億円	52.3億円	1.2億円
病院事業費用	200.3億円	191.6億円	8.7億円
うち給与費	89.8億円	83.5億円	6.3億円
うち材料料費	60.2億円	57.9億円	2.3億円
経常損益	△8.9億円	△4.7億円	△4.2億円
純 損 益	△9.0億円	△5.7億円	△3.3億円

(金額は税抜き)

項 目	令和 6年度 (A)	令和 5年度 (B)	増 減 (A-B)
入院	患者数 (1日当たり)	317.2人	297.4人
	平均単価	99,353円	99,435円
外来	患者数 (1日当たり)	1,030.2人	1,020.9人
	平均単価	21,308円	21,099円
			209円

(参考2) 財政健全化の取組（令和6年度実績）

- 「三木市財政健全化計画」（計画対象期間：令和4年度～令和8年度）に基づき、令和6年度の取組実績効果額は総額で5億9,211万円、計画と比較して3,997万円下回った。

令和6年度の取組効果額			
	実績 (A)	計画 (B)	差引 (A-B)
収入の確保	2億7,009万円	2億5,340万円	1,669万円
支出の削減	3億2,202万円	3億7,868万円	△5,666万円
計	5億9,211万円	6億3,208万円	△3,997万円

- 令和6年度は収入の確保及び支出の見直しを合わせて「49」の取組を実施。
 （詳細は、本概要の附属書類「令和6年度 三木市財政健全化計画取組実績報告書」を参照）

	主な取組内容	取組効果額
収入の確保	公共施設の再配置（統廃合）による跡地等の売却	1億3,455万円
	市税の徴収率の向上	6,579万円
支出の削減	一般会計から国民健康保険特別会計への赤字補填のための繰出金の廃止	1億9,449万円
	市民福祉年金の廃止	5,645万円

「取組効果額」は、財政健全化の取組前（令和3年度決算）との比較による。

(参考3) 財政健全化の取組（中間評価）

○ 令和4年度～令和6年度の3か年の取組実績効果額の累計は14億8,966万円となり、計画と比較して6,048万円上回った。財政健全化計画の3か年の実績としては、概ね計画通り。

		各年度の取組効果額			令和4年度～ 令和6年度の累計
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
収入の確保	実績(A)	2億5,657万円	1億1,755万円	2億7,009万円	6億4,422万円
	計画(B)	1億4,200万円	3億 340万円	2億5,340万円	6億9,880万円
	差引(A-B)	1億1,457万円	△1億8,585万円	1,669万円	△ 5,458万円
支出の削減	実績(A)	2億3,263万円	2億9,080万円	3億2,202万円	8億4,544万円
	計画(B)	4,943万円	3億 228万円	3億7,868万円	7億3,038万円
	差引(A-B)	1億8,320万円	△ 1,148万円	△ 5,666万円	1億1,506万円
計	実績(A)	4億8,920万円	4億 835万円	5億9,211万円	14億8,966万円
	計画(B)	1億9,143万円	6億 568万円	6億3,208万円	14億2,918万円
	差引(A-B)	2億9,777万円	△1億9,733万円	△ 3,997万円	6,048万円

○ 財政健全化方針で定めた「令和8年度までに収支の赤字補填のための財政基金の取崩しゼロ」という目標は令和6年度においては未達成。令和6年度のように、税収等の歳入の増加額が、急激な物価高騰や人件費の上昇等による歳出の増加額を吸収しきれない状況が続けば、数年のうちには同基金が枯渇することから、次期財政健全化計画を今後策定する。

- 令和4年度及び令和5年度においては、本取組効果に合わせ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等の活用や地方交付税の増額による歳入の増額が歳入の増額を上回っていた。
- 令和6年度には、人件費や物価の高騰等による歳出の増額が歳入の増額を超過する傾向を見せ始めた。
- 今後は、次期ごみ処理施設や中央公民館等複合施設、施設一体型小中一貫校等の大型事業の整備が本格化することにより、歳入が歳入を大きく上回り、基金の減少が急速に進むことが見込まれる。